

# 国保連合会だより



NO. 2019-歯-4  
令和 2年 2月18日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## 増減点・返戻通知書及び再審査結果通知書について

増減点・返戻通知書及び再審査結果通知書の**増減点事由**が下記のとおり変更となります。  
なお、増減点事由の内容については、社会保険診療報酬支払基金と同様である事を申し添えます。

### 記

#### 1 変更内容

記号	増減点事由	
	<変更前>	<変更後>
A	適応と認められないもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	過剰と認められるもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	重複と認められるもの	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	前各号の外不適當又は不必要と認められるもの	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

#### 2 変更時期：令和2年2月審査分（3月発送分）